平成２２年（フ）第１１５号
青森市八重田３丁目12番５号
債務者　石井　裕昭
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
岡山県津山市一方29番地25
債務者　森本　加奈（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５９号
東京都町田市森野１丁目２番643号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８９号
東京都国立市青柳１丁目５番地の２ドミール国立101
債務者　後守　裕孝
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０１号
東京都八王子市東浅川町21番地
債務者　黒田クニ子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８２号
静岡県焼津市小土648番地の３
債務者　辻　　一哉
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９８３号
静岡県焼津市小土648番地の３
債務者　宮川マチコこと　ミヤガワ　マチコ　エレナ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
静岡県焼津市中新田695番地の３　村松アパート８号室
債務者　長澤　秀幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９８号
静岡市清水区三保3243番地、旧住所静岡市清水区三保2060番地の１
債務者　田代　昌広
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９４号
静岡県静岡市葵区新間1240番地の96　新間雇用促進住宅２―409
債務者　佐藤　義祝
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７０９号
埼玉県川口市東領家５丁目15番16号
破産者　江北鍍金有限会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７２号
福岡県遠賀郡遠賀町鬼津西ノ浦2160番５
破産者　有限会社吉井工業
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３８２号
盛岡市永井16地割13番地１
破産者　株式会社アイ・エヌ・シー
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９２号
宮城県大崎市古川宮沢字一本松30番地54、従前の住所埼玉県鴻巣市小松四丁目２番11―205号　ベルピア
破産者　田口　知也
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
宮城県東松島市小野字中央16番地２
破産者　有限会社つまみ屋
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
秋田県横手市十文字町西原一番町57番地１
破産者　株式会社小川設備工業
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２９２号
川崎市川崎区中島１丁目11番９号
破産者　有限会社かぶき
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係